

## ■ 景観形成基準チェックシート(重点地域・全地区)

(対象：鉱物の掘採又は土石の採取)

※周辺との調和への配慮がわかる図書を添付すること。

<b>届出者の氏名</b>						
<b>行為の場所</b>						
<b>周辺景観の特性</b>						
<b>地域の景観形成の方向 (市町村景観形成方針等の有無)</b>						
<b>※項目</b>	<b>※規制の 視点</b>	<b>※景観形成基準</b>	<b>※配慮事項</b>	<b>具体的な配慮又は工夫の内容</b>	<b>※適否</b>	<b>※意見</b>
遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。	掘採等の場所が、道路等から見えないように、植栽、塀等で遮へいしているか。		適・否	
			遮へいのための植栽は、周囲の植生に配慮しているか。		適・否	
			遮へいのための塀等は、周囲の景観と調和した素材となるよう配慮しているか。		適・否	
行為後の措置	緑化	行為後の跡地は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。	掘採又は採取による跡地は、緑化しているか。		適・否	
			周囲の植生と調和した緑化に配慮しているか。		適・否	
取組の中で特筆すべき点	(良好な景観形成のために特に取り組まれた事項がある場合は記入ください。)					

- 1) 記載に当っては、項目欄の※印欄は記載不要です。
- 2) 項目欄の具体的な配慮又は工夫の内容について記載する場合、□印の内容については必ず記載して下さい。
- 3) 行為地において、市町村が景観の形成に関する基本方針等を定めている場合、その内容に適合するよう努める必要があります。